様式第２号（第７条関係）

同意書兼誓約書

※各項目を確認し、誓約および同意するときは☑してください。

１　誓約事項

　（共通）

□　世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいない。

□　秋田市、他自治体および企業等から本申請の内容と同様の助成金等を受けていない（受けていた場合にあっては、既に受けた助成金額を差し引いた自己負担額を基に申請する。）。

□　申請日から５年間は、秋田市に居住する意思を有している。

□　申請時において就業している又は就業予定の企業について、就業継続の意思を有している。

□　転入日から５年間は、住所又は就業先に変更があった場合、秋田市から転出した場合その他補助金の要件を満たす資格を喪失した場合には、すみやかに市長にその旨を報告する。

□　補助金の要件を満たす資格を喪失した場合、秋田市地方就職学生支援事業助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の全額又は半額を返還する。

　（在学中に申請する場合のみ）

　□　東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則４年以上、ただし大学院の場合は２年以上）し、当該大学等を卒業・修了する見込みである。

　□　助成金の交付申請日から１年以内に、要件を満たす内定企業に就職する意思を有している。

　□　助成金の交付申請日から１年以内に、秋田市に移住する意思を有している。

　□　上記３項目のいずれかについて、達成できないと判断した場合は、すみやかに市長にその旨を報告する。

　□　上記の場合、秋田市地方就職学生支援事業助成金交付要綱の規定に基づき、助成金の全額又は半額を返還する。

※裏面あり

　２　同意事項

　□　補助金の適正な執行に必要な範囲内で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が取得することおよび就労に関する要件の確認のため雇用先企業に市が連絡・調査すること。

　□　市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力する。

　□　市が申請者の個人情報について個人情報保護法に基づき適切に管理するとともに、本事業の円滑な実施のため、国や秋田県への実施状況の報告等のため、国、秋田県に個人情報を提供し、又は確認すること。

　秋田市地方就職学生支援事業助成金の申請にあたり、以上について誓約および同意します。

年　　月　　日

（宛先）秋田市長

住所

署名